

令和7年11月

各 位

豊田市指定管理者選定委員会事務局

指定管理者の内定について

下記のとおり、令和8年4月から管理運営を行う指定管理者を内定しました。なお、指定管理者の指定は、市議会での議決により正式決定されます。

記

1 指定管理者内定団体

次ページ一覧のとおり

以 上

11月 審査結果一覧

(1) 公募施設

NO	施設名	数	施設所管課	選定区分	指定期間	利用料金制	団体名	結果	予定価格	見積額	価格審査	書類審査
1	豊田市立南部休日救急内科診療所	1	地域包括ケア企画課	公募	3年	適用	(公財)豊田地域医療センター	○	9,751,000	9,200,000	合格	合格

(2) 単独指名施設

NO	施設名	数	施設所管課	選定区分	指定期間	利用料金制	団体名	結果	
1	豊田市どんぐりの里いなぶ	1	稲武支所	単独	3号	5年	適用	(株) どんぐりの里いなぶ	○
2	豊田市石畳ふれあい広場	1	藤岡支所	単独	2号	3年		藤岡石畠地区地域づくり協議会	○
3	老人憩の家あさひ荘	1	旭支所	単独	5号	5年		敷島自治区加塙町内会	○
4	豊田市浅野会館	1	旭支所	単独	2号	5年	適用	浅野自治区	○
5	築羽農村環境改善センター築羽会館	1	旭支所	単独	2号	5年	適用	築羽自治区	○
6	敷島農村環境改善センター敷島会館	1	旭支所	単独	2号	5年	適用	敷島自治区	○
7	笛戸生活改善センター笛戸会館	1	旭支所	単独	2号	5年	適用	笛戸自治区	○
8	豊田市小原北部生活改善センター	1	小原支所	単独	2号	5年	適用	小原北部開発推進協議会	○
9	井上公園水泳場	1	スポーツ振興課	単独	5号	1年	適用	井上公園水泳場運営企業体	○
10	豊田市交流館（全28館）	28	地域交流課	単独	3号	3年		(公財) 豊田市文化振興財団	○
11	豊田産業文化センター及び豊田市青少年センター	2	産業振興課、学び体験推進課、こども・若者政策課	単独	3号	5年		(公財) 豊田市文化振興財団	○
12	足助トレーニングセンター	1	足助支所	単独	5号	5年		(公財) 豊田市文化振興財団	○
13	足助農山村広場	1	足助支所	単独	5号	5年		(公財) 豊田市文化振興財団	○
14	豊田市足助グラウンド	1	足助支所	単独	5号	5年		(公財) 豊田市文化振興財団	○
15	豊田市足助テニスコート	1	足助支所	単独	5号	5年		(公財) 豊田市文化振興財団	○
16	上郷公園	1	上郷支所	単独	5号	5年		(公財) 豊田市文化振興財団	○
17	豊田市総合野外センター	1	こども・若者政策課	単独	3号	5年		(公財) 豊田市文化振興財団	○
18	豊田市民文化会館	1	文化振興課	単独	3号	5年		(公財) 豊田市文化振興財団	○
19	豊田市コンサートホール・能楽堂	1	文化振興課	単独	3号	5年		(公財) 豊田市文化振興財団	○
20	喜楽亭	1	文化財課	単独	5号	5年		(公財) 豊田市文化振興財団	○
21	豊田市猿投コミュニティセンター体育館	1	猿投支所	単独	5号	5年		(公財) 豊田市文化振興財団	○
22	豊田市猿投コミュニティセンター武道場	1	猿投支所	単独	5号	5年		(公財) 豊田市文化振興財団	○
23	土橋公園（スポーツ施設部分）	1	スポーツ振興課	単独	5号	5年		(公財) 豊田市文化振興財団	○
24	豊田市高橋運動広場	1	スポーツ振興課	単独	5号	5年		(公財) 豊田市文化振興財団	○
25	豊田市石野運動広場	1	スポーツ振興課	単独	5号	5年		(公財) 豊田市文化振興財団	○
26	豊田市保見運動広場	1	スポーツ振興課	単独	5号	5年		(公財) 豊田市文化振興財団	○
27	豊田市末野原運動広場	1	スポーツ振興課	単独	5号	5年		(公財) 豊田市文化振興財団	○
28	豊田市教職員会館テニスコート	1	学校教育課	単独	5号	5年		(公財) 豊田市文化振興財団	○
29	豊田市歌舞伎伝承館	1	博物館	単独	5号	5年		(公財) 豊田市文化振興財団	○

【参考】単独指名理由（豊田市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条）

第1号	専門的かつ高度な技術等を有する特定の団体を指定管理者に指定することが必要なとき。
第2号	当該施設が地域住民で構成する団体の地域活動の拠点となり、当該団体に当該施設を管理運営させることが適当と認められるとき。
第3号	当該施設における事業運営に相当な知識及び経験等が必要な場合で、当該施設における事業運営を行う団体に施設の管理を併せて行わせることが当該施設の効果的かつ効率的な管理運営に資すると認められるとき。
第4号	施設の管理上、緊急に指定管理者を指定しなければならないとき。
第5号	前各号に掲げるもののほか、施設の性質、設置目的及び当該施設における業務の性質等により公募することが適さないと認められるとき。